

浜松市長事務引継要綱

制定 平成19年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第123条の規定に基づき行われる市長の事務の引継ぎに関し必要な事項を定める。

(副市長に事故ある場合の規定)

第2条 令第123条第2項前段の規定により前任の市長が後任の市長に事務を引き継ぐことができないため、副市長に引き継ぐ場合において副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項又は第3項の規定により市長の職務を代理する者若しくは臨時代理者(以下「市長職務代理者」という。)にこれを引き継がなければならない。

2 前項の場合において、市長職務代理者は、後任の市長に事務を引き継ぐことができるようになる前に副市長の事故がやんだとき又は副市長が就任したときは、直ちに副市長にこれを引き継がなければならない。

(前任の市長の事故)

第3条 前任の市長が死亡その他の事故により事務を引き継ぐことができないときは、副市長(副市長にも事故あるとき又は欠けたときは、市長職務代理者)が新任の市長に事務を引き継がなければならない。

(事務引継等の様式)

第4条 令第124条の規定により調製する関係書類は、次のとおりとし、その様式等は別に定める。

(1) 施策事項

- ア 処分未了事項
- イ 未着手事項
- ウ 将来企画すべき事項
- エ その他

(2) 書類帳簿目録

(3) 財産目録

- ア 土地
- イ 建物
- ウ 有価証券
- エ 金員

(4) 担保品目録

(5) 負債目録

(6) 地方税の整理状況

(7) 予算に関する調

(8) 企業会計

(9) 外郭団体等一覧

(書類等の引継の特例)

第5条 令第128条の規定により書類、帳簿及び財産の目録を現に調製してある目録又は台帳をもって代えた場合は、その旨を当該引継書に記載しなければならない。

(財産区事務の引継書等)

第6条 財産区の手続引継書等は、市のものと別に調製しなければならない。

(事務引継をしない者がある場合の報告)

第7条 事務の引継ぎをしない者があるときは、引継ぎをすべき者又は受けるべき者は、直ちにその事由(経緯の概要を含む。)を静岡県知事に報告しなければならない。

(引継事故の申出)

第8条 事務の引継ぎ中に違法又は不当な事実を発見したときは、後任の市長又は令の規定により事務の引継ぎを受ける者は、直ちに監査委員にその事情を申し出なければならない。なお、財産区の手続の引継ぎに関する場合において、財産区管理会があるときは、当該財産区管理会にもその事情を申し出なければならない。

(廃置分合の場合)

第9条 第2条から前条までの規定は、市町の廃置分合があった場合の市町長の事務の引継ぎについて準用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。